

神奈川県建築基準法施行細則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等が公布され、建築基準法が改正されたことに伴い、関連する神奈川県建築基準法施行細則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 防火規制の緩和

木材利用を促進するため、建築基準法の改正による防火規制の緩和を踏まえ、所要の改正を行う。(第 14 条関係)

(2) 建築副主事に係る規定の整備

小規模な建築物等に関し建築確認関係事務を行う建築副主事の設置が可能となったことから、関連する規定について所要の改正を行う。(第 1 条、第 8 条～第 10 条、第 12 条及び第 7 号様式～第 10 号様式関係)

(3) 様式中の押印欄の廃止

建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認済証等の処分通知について、押印が不要となることから、規則で規定する関連する処分通知についても様式中の押印欄を廃止する。(第 10 号様式関係)

(4) その他の改正

法改正に伴う項ずれ等、所要の改正を行う。(第 2 条、第 2 条の 2、第 1 号様式、第 1 号様式の 2、第 11 号様式、第 13 号様式、第 19 号様式及び第 20 号様式関係)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日（一部規定については公布の日）